

関市告示第 3 3 号

関市専用水道及び簡易専用水道事務要綱を次のように定める。

令和元年 6 月 5 日

関市長 尾 関 健 治

関市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 3 条第 6 項に規定する専用水道（以下「専用水道」という。）及び同条第 7 項に規定する簡易専用水道（以下「簡易専用水道」という。）に関する事務処理の適正かつ円滑な運営を図るため、法の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の確認申請)

第 2 条 法第 3 2 条の規定により、専用水道の布設工事をしようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書（別記様式第 1 号）に法第 3 3 条第 1 項に規定する書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、法第 3 3 条第 5 項の規定により、前項に規定する申請書の内容を専用水道確認申請審査表（別記様式第 2 号）に基づいて審査するとともに、必要に応じ調査を行い、水道水源環境調査票（別記様式第 3 号）を作成し、施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計確認通知書（別記様式第 4 号）をもって申請者に通知しなければならない。

(専用水道の給水開始届)

第 3 条 専用水道の設置者は、法第 3 4 条第 1 項において準用する法第 1 3 条第 1 項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池（以下この条において「施設等」という。）を新設し、増設し、又は改造し、

その施設等を使用して給水を開始しようとするときは、給水開始届（別記様式第5号）に水質検査結果書の写し及び水道施設検査書（別記様式第6号）を添付して、あらかじめ市長に届け出るものとする。

（専用水道確認申請書記載事項変更届）

第4条 専用水道の設置者は、法第33条第3項の規定により、前条の給水開始届を提出する前に、第2条第1項の専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに専用水道確認申請書記載事項変更届（別記様式第7号）を市長に届け出るものとする。

（専用水道使用届）

第5条 給水人口の増加等により、新たに専用水道の適用を受けることとなった水道の設置者は、その適用を受けることとなった日から起算して1月以内に専用水道使用届（別記様式第8号）に必要書類を添付して、市長に届け出るものとする。

（専用水道変更届）

第6条 専用水道の設置者は、第2条第1項若しくは前条に規定する申請書等の記載事項の変更又は第2条第1項、第4条若しくは前条に規定する申請書等に添付する書類等の変更（水道施設の軽微な構造変更に関するものに限る。）を行う場合は、専用水道変更届（別記様式第9号）に必要書類を添付して、あらかじめ市長に届け出るものとする。

（専用水道廃止届）

第7条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止しようとするときは、専用水道廃止届（別記様式第10号）に必要書類を添付して、あらかじめ市長に届け出るものとする。

（専用水道の水道技術管理者の選任等）

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により、水道技術管理者を選任し、又は変更したときは、水道技術管理者選任変更届（別記様式第11号）に必要書類を添付して、市長に届け出るものとする。

（専用水道の業務の委託）

第9条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第

24条の3第2項の規定により、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときは、委託水道業務届（別記様式第12号）に必要書類を添付して、遅滞なく市長に届け出るものとし、委託の変更又は解除をしたときも、同様に届け出るものとする。

（簡易専用水道設置届）

第10条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道の使用開始の日後1月以内に簡易専用水道設置届（別記様式第13号）に必要書類を添付して、市長に届け出るものとする。

（簡易専用水道変更届）

第11条 簡易専用水道の設置者は、前条の簡易専用水道設置届の内容に変更が生じたときは、簡易専用水道変更届（別記様式第14号）に必要書類を添付して、市長に届け出るものとする。

（簡易専用水道廃止届）

第12条 簡易専用水道の設置者は、給水を開始した後において当該簡易専用水道を廃止したときは、簡易専用水道廃止届（別記様式第15号）を市長に届け出るものとする。

（改善の指示等）

第13条 市長は、法第36条又は第37条の規定により指示等を行おうとするときは、専用水道又は簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）に弁明の機会を与え、必要な期間を与えるものとする。

2 設置者は、法第36条又は第37条の規定による指示等を受けた場合は、改善計画書（改善完了報告書）（別記様式第16号）により、指定の日までに市長へ報告するものとする。

（立入検査及び報告の徴収）

第14条 市長は、当該職員に法第39条第2項又は第3項の規定に基づき、水道立入検査表（別記様式第17号）により立入検査を実施させた結果、設置者に対して指導する必要があるときは、水道立入検査に伴う指導について（別記様式第18号）により設置者に通知するものとする。

2 設置者は前項の規定による指導を受けた事項について、改善計画書

(改善完了報告書)(別記様式第16号)をもって、市長へ報告するものとする。

(事故発生時の措置)

第15条 設置者は、水道の断減水、水質汚染事故、水道施設災害等の発生により人の健康を害し、又は害するおそれが生じた場合は、直ちに市長へ通報するとともに、応急措置等を適切に講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による通報を受けたときは、必要に応じ当該職員にその原因を調査させるとともに、設置者に対し必要な措置を指示するものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和元年 6月 5日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道布設工事設計確認申請書

専用水道の布設工事を実施したいので水道法第32条の規定により同法第33条第1項に規定する書類を添付して申請します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の住所及び氏名

備考 氏名（法人等の代表者の氏名を除く。）を自署する場合においては、押印を省略することができる。

専用水道布設工事設計確認申請書添付書類

第1 水道法施行規則第53条による書類

- 1 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 2 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
(図面は1/10,000~1/25,000)
- 3 水道施設の位置を明らかにする地図
(地図は1/500~1/1,000として取水、導水、浄水、配水等各施設の配置を明示する。)
- 4 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
(地図は1/500~1/1,000)
- 5 主要な水道施設(管きよを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図(図面は1/100~1/500とするが、構造詳細図については1/10から1/100)
- 6 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面及び縦断面図
(平面図は1/500~1/1,000、縦断面図は縦1/200~1/400、横1/500~1/1,000とする。)

作成上の注意事項

図面は、次の要領により整備するものとする。

ア 図面の目録をつけること。

イ 建設省国土地理院の地形図を用いる場合のほかは、実測図面であること。

ウ 各図面の右隅には、図面番号、事業名、表題、縮尺及び事業者名を記載すること。

エ 図面中に記載する施設の名称は、水道法及び水道施設設計指針に用いられている用語を使用すること。

オ 既設と拡張部分は、色分け又は線の太さ、種類を変える等により明確に区分すること。

第2 工事設計書

- 1 1日最大給水量及び1日平均給水量
 - 1人1日最大給水量 ℓ
 - 1日最大給水量 m^3
 - 1人1日平均給水量 ℓ
 - 1日平均給水量 m^3
- 2 水源の種別及び取水地点
(番地まで記入すること。)

3 水源の水量の概算及び水質試験の結果

(1) 水量の概算

(例 揚水試験結果書、地質柱状図、流量調査表)

(2) 水質試験結果

(原水全項目試験結果書の写し)

4 水道施設の概要

5 水道施設の位置、規模及び構造 (全施設について明記すること。)

施設名	位置	標高(水位)	規模	構造

6 浄水方法

7 工事の着手及び完了の予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

第3 その他

1 主要な水理計算書

(記載要領)

取水施設から配水幹線の末端に至る次の工種に関する水理計算 (規模、容量、型式決定の根拠及び損失水等の計算) の課程及び結果を記載する。例えば、井戸の大きさ・深さ・配置、取水門 (取水塔) の大きさ・位置、取水 (集水) 管きよの大きさ・延長・深さ、ダム (水道専用の場合) の高さ・有効容量・型式、凝集池・沈でん池・配水池・圧力水槽の容量・深さ・幅・長さ、ろ過池のろ過面積・ろ床の厚さ・洗浄方式、洗浄水槽の容量・高さ・ポンプ容量・管断面の算定等。なお、配水管の管径決定の際の配水区域ごとの人口及び水量を表わす表を添付するものとする。

2 主要な構造計算書

(記載要領)

主要構造物の主要部材の応力計算、断面の算定等を記載する。

ここでいう主要構造物とは、次をいう。

取水設備、ダム (水道専用の場合のみ)、沈でん池、ろ過池、配水池 (配水塔、高架タンク及び浄水池を含む。)

審査年月日 年 月 日

専用水道確認申請審査表 ()

	根拠法令等	審査項目	留意事項	審査結果	
申請書記載事項	水道法 第33条 第2項	1. 申請者の住所及び氏名			
		2. 水道事務所の所在地			
		3. 専用水道施設の名称及び所在地			
		4. 工事の種別	◇下記のどちらかを記入 ・専用水道施設の新設工事 ・既設専用水道施設の増設又は改造の工事		
	水道法 第33条 第4項	1. 1日最大給水量及び1日平均給水量			
		2. 水源の種類及び取水地点			
		3. 水源の水量の概算及び水質検査の結果	◇水利権のある場合は、許可水量と取水予定量		
			◇その他の場合は、最大取水可能量及び計画取水量		
			◇表流水は、河川濁水量、地下水は、揚水試験結果、地質柱状図等により水量の確実性を説明したもの		
		◇クリプトスポリジウム対策			
		4. 水道施設の概要			
	5. 水道施設の位置、規模及び構造	◇標高及び水位を含む。			
	6. 浄水方法	◇フローで簡潔に明記する。			
	7. 工事の着手及び完了の予定年月日				

申請書添付書類	水道法 施行規則 第53条	1. 水の供給を受ける者の数		
		2. 水の供給が行われる地域及び図面		
		3. 水道施設の位置図		
		4. 水源及び浄水場の周辺図		
		5. 主要な水道施設の構造を明らかにする図面	◇平面図、立面図、断面図、構造図等で詳細が分かるようにすること。	
		6. 導水管きょ、送水管、配水管の配置状況の図面		
施設基準	水道法 第5条	1. 取水施設	◇必要量の原水が取水できること	
		2. 貯水施設	◇必要な貯水量を有していること	
		3. 導水施設	◇必要量の原水を送水できること	
		4. 浄水施設	◇原水の水質に応じて、水質基準に適合した浄水が得られる施設であること。	
		5. 送水施設	◇必要量の浄水を送水できること	
		6. 配水施設	◇必要量の浄水を連続で供給するのに必要な設備を有すること。	
	水道法 第2項	2. 水道施設の位置	◇維持管理、給水の確実性を考慮してあること。	
水道法 第3項	3. 水道施設の構造及び材質	◇水圧・土圧・地震力等の荷重に対して耐力を有していること。		

水道水源環境調査票

調査箇所	市 町 番地			
調査年月日	年 月 日 (曜日) 時 分			
天候	(当日) (前日) (現在) 渇水期・降雨期			
水 環 境	種 類	表流水、伏流水、湧水、浅井戸、深井戸		
	地 層	粘土、砂、砂れき、くろ土、赤土、泥土 (浸透性) 強、中、弱 (地下 mまで浸透)		
	環 境	人家過密地帯、工場地帯、河岸、農村、郊外、山地 高地、低地、畑地、水田地、果樹園		
	天 候	乾燥地、湿地、温暖地、寒冷地 (°C程度) 雨少、雨多、雪少、雪多 (m程度)		
	汚 染 源	便所 m、河岸 m、汚水溜 m、沼 m ごみ溜 m、田 m、工場排水溝 m、池 m 肥料溜 m、畑 m、汚水溝 m		
	汚染源攻撃	無し ・ が浸透のおそれあり		
	水の観察	(濁度) (色調) (浮遊分) (水温) °C (色) (臭気) (pH) (煮沸放置時) (降雨時)		
水 源 が 井 戸 の 場 合	設置年月日	年 月 日 (所有者氏名)		
	水位昇降	渇水期水位 m 降雨期水位 m		
	井 屋	(井屋) 有・無 (井蓋) 有・無 (井桁) 有・無		
	井 壁	コンクリート 土管 鉄管 塩ビ管 石(煉積 空積)素掘		
	井戸の周囲	コンクリート 石たたみ 盛土		
	排水状況	良・否 (逆水のおそれ) 有・無		
	使用人員	人	ろ 過 清 浄 装 置	有・無 を使用
給水(予定)人員	人	1日最大給水(予定)量	m ³	
水源 周 辺 図			井戸 状 況 図	
総合判定	良・可・不可		調査者氏名 印	

（申請者氏名）

様

関市長

印

専用水道布設工事設計確認通知書

水道法第32条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、同法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認し、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 設置者の住所及び氏名

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

給 水 開 始 届

年 月 日付 第 号で通知のあった専用水道事業について、次の
とおり給水を開始したいので水道法第34条第1項において準用する同法第13条
第1項の規定により届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
着工年月日		
完成年月日		
給水開始年月日		

添付書類

- 1 水質検査結果書写
- 2 水道施設検査書（別記様式第6号）
- 3 水道技術管理者選任届（別記様式第11号）

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができ
る。

様式

水道施設検査書

検査員	(資格)	(職)	(氏名)	印
工事	専用水道事業		新設・増設・改造・工事	
工期	着工	年 月 日	竣工	年 月 日
検査期間	年 月 日 ~		年 月 日	
検査項目	検査結果			備考
	項目	結果		
能力検査	容量は十分か			
	機械器具の性能は十分か			
	ろ過砂は規定のメッシュか			
	揚水量は十分か			
耐力検査	資材は適格か			
	コンクリート強度は十分か			
	配筋はよいか			
	管の水圧試験は合格か			
漏水検査	コンクリート部位はよいか			
	送水管部位はよいか			
	48時間以上帯水時の水位低下はあるか			
汚染検査	クロスコネクションはないか			
	塩素の消費状況はよいか			
その他検査				
総合結果				

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道確認申請書記載事項変更届

年 月 日提出の専用水道布設工事設計確認申請書について、次のとおり記載事項を変更したので水道法第33条第3項の規定により届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道使用届

水道法第3条第6項に規定する専用水道に該当することになりましたので、関市専用水道及び簡易専用水道事務要綱第5条の規定により必要書類を添付して届出します。

記

施設の名称及び所在地

必要書類

専用水道布設工事設計確認申請書添付書類に準ずる書類

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（あて先）
関市長

（設置者）
氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道変更届

次のとおり専用水道を変更したいので、関市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱第6条の規定により届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
変更事項	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		

添付書類

水道施設の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした図面

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道廃止届

次のとおり専用水道を廃止したいので、関市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱第7条の規定により届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
廃 止 理 由		
廃 止 年 月 日		

添付書類

専用水道布設工事設計確認通知書（別記様式第4号）（新規専用水道届にて申請するものを除く。）

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(あて先)
関市長

(設置者)

氏名及び住所 (法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地)

印

選 任 届
水道技術管理者 変 更

水道法第 3 4 条第 1 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により水道技術管理者を選任 (変更) したので届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
水道技術 管理者	新	
	旧	
選任(変更)年月日		

添付書類

水道技術管理者を選任した場合には、水道法施行令第 6 条で定める資格を有することを証明する書面

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

委託水道業務届

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託・変更・解除したので届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
* ₁ 水道管理 業務受託者 (受託水道業務技術管理者)	氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
委託期間		
* ₂ 委託業務変更事項		
変更内容	旧 新	
* ₃ 契約解除期間 及び理由		

注意 *1は委託、*2は変更、*3は解除した場合に、該当する欄のみ記入すること。

添付書類

- 1 水道法施行令第7条第3号に定める委託契約書の写し
- 2 委託水道業務技術管理者を選任した場合には、水道法施行令第6条で定める資格を有することを証明する書面

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

簡易専用水道設置届

次のとおり簡易専用水道を設置したので、関市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱第10条の規定により届出します。

1 建物の概要

施設	名称			
	所在地			
管理者	氏名			
	住所	Tel		
用途	共同住宅・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場 病院・旅館・興行場・その他（ ）			
構造	鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート・木造・その他（ ） 地上 階、地下 階			
竣工年月	年 月	給水開始年月	年 月	
利用者数	居住 名（ 世帯）、出入人数 名、計 名（日平均）			
使用水量	月平均	m ³	水道直結栓	ヶ所
供給を受ける水道名		ビル管法適用	有 ・ 無	
備考				

2 水道施設の概要

		受 水 槽	高 置 水 槽
設 置 場 所		屋内・屋外・屋上 地上式・地下式・半地下式	屋内・屋外・屋上
材 質	本 体	ステンレス鋼板・FRP その他 ()	ステンレス鋼板・FRP その他 ()
	内 面	ステンレス・合成樹脂 その他 ()	ステンレス・合成樹脂 その他 ()
有効容量		合計 m ³ 縦 横 有効水深 m ³ (× ×) m ³ (× ×)	m ³ m ³ m ³ m ³
主な配管材質		ライニング鋼管・鋼管・塩ビ管・その他 ()	
給水方式*			
塩素滅菌機	有 ・ 無	防錆剤の使用	有 (品名) ・ 無
消 防 用 水	別 ・ 兼用	汚水槽	同一建物に有 ・ 同一建物に無

* (例) 受水槽→ポンプ→高置水槽→カラン

3 管理計画

(1) 水槽の清掃

(2) 水質検査

(3) 厚生省令で定める法定検査

添付書類

設置場所及び構造設備等を明らかにする図面

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

簡易専用水道変更届

年 月 日付けで設置届出をした簡易専用水道について、次のとおり
変更したので、関市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱第11条の規定により届
出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
変更事項	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		

添付書類

構造設備の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした図面

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができ
る。

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

簡易専用水道廃止届

年 月 日付で設置届出をした簡易専用水道について、次のとおり
廃止したので、関市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱第12条の規定により届
出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
廃 止 理 由		
廃 止 年 月 日		

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができ
る。

（あて先）
関市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

改善計画書（改善完了報告書）

年 月 日、水道法に関する不備の指摘を受けましたが、下記のとおり改善します（改善しました）ので、関市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱第13条第2項（第14条第2項）の規定により報告します。

記

- 1 水道施設の所在地及び名称
- 2 改善指示事項
- 3 改善計画（改善実施）内容
- 4 改善予定（実施）日

水道立入検査表

項目	内 容
立入検査日	年 月 日
立入検査者	関 市
応 対 者	課
市町村名	
水 道 名	
水道の種類	上水道 ・ 簡易水道 ・ 専用水道
水道技術管理者	
検査項目（注）	適 ・ 不適 （不適の場合は、具体的に記入）
1 水質基準の遵守状況	
2 施設基準	
3 技術者による布設工 事の監督	
4 給水開始前検査	
5 給水義務	
6 水道技術管理者	

検査項目 (注)	適・不適 (不適の場合は、具体的に記入)
7 健康診断	
8 衛生上の措置	
9 情報提供	
10 届出	
11 その他 ①水道水質管理 ②施設管理関係事項 ③危機管理対策等 ④その他	

注) 検査項目は、別紙「水道事業管理における一般的確認項目」に基づくこと。

年 月 日

水道事業者（設置者）

様

関 市 長

水道立入検査に伴う指導について

年 月 日、水道法第39条第2項又は第3項の規定により立入検査を実施したところ、下記のとおり不備が認められましたので、改善されるよう指導します。

なお、改善計画（措置）について、月 日までに報告願います。

記

1 水道施設の所在地及び名称

2 改善指示事項